

五條市立西吉野農業高等学校 PR 動画制作業務委託仕様書

1 委託業務名 五條市立西吉野農業高等学校 PR 動画制作業務委託

2 履行期限 契約の締結日から令和8年1月31日までとする。

3 業務目的

五條市西吉野農業高校は、70年の伝統を持つ奈良県立五條高校賀名生分校の取組を引き継ぎ、修業年限4年の昼間の定時制農業科の学校として令和3年4月に開校した。地元農家で学ぶ実習や平日の就労体験活動を通して、未来の農業担い手を育てる実学を重視する学校として、県内及び全国から広く生徒を募集しており、学校が持つ魅力を効果的に情報発信するためのPR動画制作を行う。

4 業務の内容

業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 企画・構成

提案された内容をもとに、委託者と協議のうえ、内容を決定する。決定した内容に基づき、台本や絵コンテの作成、取材など、動画の撮影・編集に必要な作業を行う。なお、台本、絵コンテなど動画の制作に係る資料については、委託者と協議のうえ、作成すること。

(2) 撮影

① (1) で決定した企画に基づき動画の撮影を行う。

② 撮影日数 5日程度 (打合せの日数を含む)

(3) 編集

撮影した動画について、加工、BGM、音響制作、テロップの挿入等などの編集作成業務を行う。なお、完成までに複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。また、(2) で撮影した動画以外の素材を使用する場合は、委託者の承認を受けた上で使用すること。

(4) その他

動画制作に付随する連絡調整、取材交渉、出演者交渉、使用する素材の著作権に係る処理など、動画制作に必要な業務は、受託者において行うこと。

5 動画の内容

制作する動画内容は次のとおりとする。

・西吉野農業高校のことを知らない人に「西吉野農業高校」のことを認知させ、記憶に残るよう

な動画

- ・生徒が登場し、西吉野農業高校の概要、授業風景、農業実習、クラブ活動、学校行事、寮生活などを伝える動画
- ・複数年間使用可能な動画

6 動画の規格

(1) 制作本数・時間

- ・本編（5分程度）1本
- ・YouTube用 サムネイル1枚（JPEG形式）
- ・ネット広告用等 ダイジェスト版（15秒程度）1本

(2) 品質 フルHD以上

(3) 出演者 出演者は、委託者と協議の上、決定する。

(4) 撮影・インタビュー

撮影およびインタビューは、委託者の承認を受けた後に行うものとし、安全かつ効率的におこなうために、関連するスタッフに周知してから開始するものとする。

(5) 使用場所

YouTubeや市ホームページ、ネット広告等での動画配信、デジタルサイネージなど
広報媒体での活用

7 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行できることが可能な体制を整備すること。

8 成果物・納品場所

(1) 成果物 1セット

- ・制作した動画（DVD-101-Video形式）を収録したディスク
- ・制作した動画（MP4形式）を収録したディスク

(2) 納品場所

〒637-8504 奈良県五條市岡口1丁目3番1号

五條市教育委員会事務局 学校教育課 0747-22-4001（内826）

9 契約代金の支払い時期及び方法

契約金額の支払方法は、年1回とし、完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

10 著作権等について

- (1) 納品された本業務の成果物及び本業務において作成した企画提案書や絵コンテ、台本など（以下、「成果物等」という。）に係る著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、委託者への提出をもって、無償で譲渡するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続きを受託者において費用を負担し受託者が行うこと。
- (3) 制作にあたっては、肖像権、意匠権、著作権及びその他の権利等について、撮影前に委託者の承諾を得た上で、必要となる一切の手続きを受託者において費用を負担し、受託者が行うこと。
- (4) 撮影する際の肖像権については、事前に同意を得ること。
- (5) 制作した動画について、第三者から著作権、その他の権利の侵害等の主張があったときは、受託者の責任において対応し、損害賠償等の義務が生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。
- (6) 成果物等に係る著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権、及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、委託者が所有するものとする。
- (7) 受託者は、本業務において制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も当該著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 成果物等に、第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要となる一切の手続きを受託者において費用を負担し、受託者が行うこと。

11 その他

仕様書等に疑義が生じた時は、委託者と協議しその指示に従うこと。